

■ 委員会の審査状況 ■

〈常任委員会〉

総務警察，産業経済，総合政策建設，文教観光及び環境厚生各常任委員会は，それぞれの委員会室において，7月2日及び5日の2日間にわたり所管に係る議案等について，審査を行った。

なお，新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大の状況を踏まえ，3密を避ける等の感染拡大防止のための対策を行いつつ審議が行われた。

総務警察委員会

(委員長報告 令和3年7月9日本会議)

総務警察委員会での審査結果等の主なものについて，御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案第63号など議案8件及び専決処分報告7件につきましては，原案のとおり可決又は報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第63号「令和3年度鹿児島県一般会計補正予算（第5号）」の歳入予算補正について，新型コロナウイルス感染症関係の補助金とともに，農林水産業費国庫補助金，商工費国庫補助金に関する補正が大きく計上されている理由について質疑があり，「国も積極的に経済対策を行っており，累次の補正予算を編成している状況である。これらの事業については，国の令和2年度第3次補正予算や令和3年度当初予算で計上された事業であるが，国からの詳細の提示が遅かったこともあり，今回の補正で計上しているものである」との答弁がありました。

次に，議案第76号「鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について，用地交渉手当に関連して，県警による用地確保の状況について質疑があり，「まず，県有地の活用を検討し，適地がない場合は，市町村有地などの購入または借り上げをお願いしているところである。民有地購入については県の厳しい財政状況，施設の保有総量の抑制等を考慮し極力控えているところである」との答弁がありました。

【請願・陳情】

次に陳情につきましては，継続審査分の陳情2件について，1件の取り下げを承認し，1件を継続審査すべきものと決定いたしました。

【県政一般】

次に県政一般の特定調査について申し上げます。

はじめに総務部関係で，「新たな行財政運営の指針策定」について，年間特定調査に設定した上で，集中的な論議が交わされました。

まず，今後の検討の方向性のうち，歳入面での取組として示されている，「基金の一括運用による運用益の増加」の具体的な内容について質問があり，「基金については各所管課が預金や債券運用をしているが，取り崩す予定のない預金を一括で債券運用することにより，預金と債券運用の金利差で運用益が生まれることから，歳入確保策の一環として検討してまいりたい」との答弁がありました。

委員からは，「運用によっては価格変動等で損をするということも考えられることから，

基金の運用にあたっては慎重に行っていただきたい」との要望がありました。

次に、歳出面での取組として示されている「PFIなど民間資金の積極的活用」の考え方について質問があり、「公共施設を建設する際に民間の投資を呼び込むという観点から、PFIの活用についても引き続き検討していきたい。公共施設の管理については、求められるサービスの水準、費用なども勘案しながら引き続き検討していきたい」との答弁がありました。

委員からは、「何もかも公費でまかなうという考え方を変えていく節目に来ているのではないか。公共施設の建設や維持管理においては、積極的に民間活力を取り入れていただきたい」との要望がありました。

次に危機管理防災局関係で、「大雨災害対策」について、論議が交わされました。

まず、避難方法や避難所の混雑状況等の周知方法について質問があり、「本年6月より県防災ウェブで避難所の混雑状況が確認できるようになっている。また、避難方法について、安全なところに住んでいる方は自宅に留まり安全を確保するよう、県政かわら版等により周知している」との答弁がありました。

委員からは、「高齢者などがウェブで確認するのは難しいことから、報道機関と提携しテレビでの避難所情報の発信も進めていただきたい」との要望がありました。

次に、避難所における発熱者等の対応について質問があり、「できるだけ専用スペースを設けていただくようお願いをしているが、具体の対応について、現在、新型コロナウイルス感染症対策指針の改訂版を有識者会議で検討しており、7月中の完成を目指している」との答弁がありました。

最後に、意見書の発議について申し上げます。

委員から、「新型コロナウイルス感染症による甚大な影響が、地域経済のあらゆる分野に極めて長期間にわたり及んでおり、地方公共団体は、変異株への対応を含め、今後も強力な対策を講じなければならない。地方が責任をもって、きめ細やかな行政サービスを担っていくためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められていることから、『地方財政の充実・強化を求める意見書』を委員会として提出してはどうか」との提案があり、全会一致で、委員会として意見書を発議することを決定いたしました。

産業経済委員会

(委員長報告 令和3年7月9日本会議)

産業経済委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議案]

当委員会に付託されました議案1件及び専決処分報告3件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決または報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第63号「令和3年度鹿児島県一般会計補正予算（第5号）」に関して、まず、商工労働水産部関係では、「鹿児島県事業継続一時支援金給付事業」の対象者について質疑があり、「5月または6月の売上が、前年または前々年の同じ月と比べて、50パーセント以上減少している事業者で、株式会社のほか、医療法人、NPO法人、協同組合、個人事業主など幅広く対象としており、業種の制約は設けていない」との答弁がありました。

委員からは、「売上が50パーセント以上減少していなくても、県内の飲食、観光、運輸など多種多様な事業者が厳しい状態に置かれていることから、今後の経済情勢も見ながら、今回対象とならなかった事業者への支援もお願いしたい」との要望がありました。

続いて、「開業して間もない方への支援」について質疑があり、「開業して間もない方には

特例を設けることとしており、開業の時期や状況によって特例の内容が変わることから、必要に応じて状況などをお伺いして、適用できる特例を御案内したい」との答弁がありました。

委員からは、「特例の内容を知らず、対象にならないと諦めている方が多くいると思われる。特例の周知に尽力していただきたい」との要望がありました。

次に、農政関係では、「かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業」の具体的な内容について質疑があり、「輸出に取り組む産地に対して、輸出先国の残留農薬規制に沿った防除体制を構築するなど、ソフト経費を定額で補助する事業である」との答弁がありました。

続いて、「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業」に関して従来の輸出拡大の取組との違いについて質疑があり、「国が掲げる輸出拡大戦略で示されたターゲット国への輸出拡大を図るため、電子商取引の事業者向けのプロモーションビデオによる発信やスライス肉の輸出など、これまでとは違った取組を進めていくことを考えている」との答弁がありました。

委員からは、「関係団体の現場の声をよく聞いて、新たな取組の支援をお願いしたい」との要望がありました。

【請願・陳情】

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情3件について、2件を不採択、1件を継続審査すべきものと決定いたしました。また、継続審査分の陳情1件については、継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第2014号『子ども達の安全な食の未来』については、「引き続き状況を見守る必要がある」として継続審査を求める意見と、「種苗法の見直しを求める陳情であり、種苗法の所管は国である」として不採択を求める意見がありましたが、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

陳情第2015号「奄美市住用町戸玉地区の岩石採取計画認可を取り消す陳情」について、採択を求める意見と、「同区域の岩石採取計画について、県は、採石法に基づき奄美市長への意見聴取を行った上で、採石法及び県採石条例で定める認可の基準に基づき審査を行い、令和3年5月18日付で採取計画の認可を行った」とのことから、不採択を求める意見がありましたが、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

商工労働水産部関係で、「水産業の現状と課題」について論議が交わされました。

委員から「本県におけるブリの輸出状況」について質問があり、「アメリカへ輸出しているブリは、水産物輸出の約8割を占めており、主にアメリカの外食で使われている。新型コロナウイルス感染症の影響で外食を控える傾向にあり、輸出が減ったところであるが、ワクチン接種が進み、外出制限がなくなってきたことから、回復基調となっている」との答弁がありました。

委員からは、「アメリカの経済が戻りつつある中で、そこに乗り遅れないようにできる限りの支援をしていただきたい」との要望がありました。

続いて、「稼ぐ力を引き出すための取組」について質問があり、「ICT等を活用したスマート水産業により、操業を効率化し、無駄な操業をなくし、燃料や人件費のコストを削減することや、獲った魚を高く売るための高付加価値化に取り組むことにより、利益率を高め、稼ぐ力を引き出していきたいと考えている」との答弁がありました。

委員からは、「漁業者が稼げるようになれば、後継者不足も解消するため、稼ぐ力への取組に重点を置いていただきたい」との要望がありました。

総合政策建設委員会

(委員長報告 令和3年7月9日本会議)

総合政策建設委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案第63号につきましては、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第63号「令和3年度鹿児島県一般会計補正予算（第5号）」のうち、「肥薩おれんじ鉄道活性化・運行継続事業」に関して、肥薩おれんじ鉄道の今後の経営計画について質疑があり、「現在、経営安定化対策委員会を設置し、次期中期経営計画を議論しているところであり、マーケティング施策の見直し、業務遂行体制の強化、将来的なコスト削減に向けた投資の検討が必要と考えている。熊本県や沿線市町をはじめ、観光連盟等の関係者とも連携して経営改善の方策を考えていきたい」との答弁がありました。委員からは、「運行が厳しくなることで、沿線地域の経済活力が落ちることのないよう県としてもしっかりとした将来予測の上で経営安定化の取組を支援いただきたい」との要望がありました。

【請願・陳情】

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情1件について、全会一致で「不採択」とすべきものと決定し、継続審査分の陳情2件の取下げを承認いたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

総合政策部関係では、「新たな総合体育館の整備について」を年間特定調査に設定した上で、集中的な論議が交わされました。

まず、需要予測調査の結果や第2回基本構想検討委員会での検討を踏まえて、求められる機能に関する質問があり、「新たな総合体育館の在り方に関して、検討委員会においては、スポーツ利用を軸とすることについて概ね委員間の共通認識が得られたところである。『する』スポーツに配慮する必要があるが、委員からは、『みる』機能を備えていれば、『する』機能も包含されるとの意見があり、その視点も踏まえながら検討したい」との答弁がありました。

また、「8千人規模だけでなく1万人、5千人規模と幅広にシミュレーションをするべきではないか」との意見に対し、「1万人、5千人についても想定し、検討委員会にお示しいたい」との答弁がありました。

また、新たな総合体育館をプロフィット化するための付帯施設整備や施設の運営手法に関する質問があり、「県民の皆さんの負担を減らす形で、この体育館を造り、運営するにはどういう形がいいのかを基本構想策定後、具体的に検討する。通常はPFIやPPPなどの形になる」との答弁がありました。

委員からは「収益を生まないであろうアマスポーツ大会の優先度と収益事業をどうするかで指定管理に応募する企業も変わってくる。収益事業を優先し、本来やるべき県民の大会が開催できないことは問題であることから、そこは並行して考えていただきたい」との意見がありました。

次に、土木部関係では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関して、執行部から、5か年加速化対策の概要と本県の取組内容について説明があり、論議が交わされました。

委員から「土砂災害危険箇所における施設の整備は約36パーセントと低い状況にあるため、

是非この5年間で対策を進めて欲しい。流域治水については、市町村や地域住民等多くの方が協働して対応するということが大変重要である。特に、短期の対策については、5か年加速化対策において計画的に取り組み、できるだけ早く安心できるようにしていただきたい」との要望がありました。

次に一般調査について申し上げます。

土木部関係では「鹿児島港本港区エリアまちづくり事業」に関し、まず、コンベンション・展示機能を備える施設の整備可能性調査の内容について質問があり、「本調査は、ドルフィンポート跡地等を活用し、両機能を備える施設の整備を検討する上で必要な基礎となる情報を集めるための調査であり、具体的には、県内外のコンベンション・展示機能を備える施設の調査、経済波及効果を含む市場動向調査などを行うものである」との答弁がありました。

また、「今後、新たな総合体育館の整備候補地として、ドルフィンポート跡地が挙げられる可能性もあるが、総合政策部との連携はどう考えているか」との質問があり、「本港区エリアまちづくりと新たな総合体育館は、それぞれの考え方を基に検討が進められているところである。体育館の検討状況を注視しながら、まずは整備可能性調査について取り組み、その結果も踏まえて、今後、本県に適した施設のあり方等を検討して参りたい。なお、整備可能性調査を進めていく中で、先に整理できた調査内容については、ランドデザインの3つの要素との整合性を図りながら、関係部局と情報交換することも可能ではないかと考えている」との答弁がありました。

文教観光委員会

(委員長報告 令和3年7月9日本会議)

文教観光委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議案]

文教観光委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案3件及び専決処分報告1件につきましては、いずれも全会一致で、原案のとおり可決または報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第63号「令和3年度鹿児島県一般会計補正予算（第5号）」のうち、観光・文化スポーツ部関係では、宿泊施設の感染防止対策認証制度事業に関し、宿泊施設が認証を受けるために行う感染防止対策に係る経費への支援について質疑があり、「今回の補正予算において、県内宿泊事業者が実施する感染防止対策等に係る経費の支援を行う事業を計上している。感染防止対策が不十分な宿泊施設は、当該事業を活用し、感染防止対策を講じた上で、認証制度への申請を行うことが可能である」との答弁がありました。

委員からは、「認証に当たっては、県内の宿泊事業者が前向きに取り組んでいけるよう、しっかりと助言・指導していただきたい」、また、「安心して観光客を迎えられるよう、観光関連産業従事者に対するワクチン接種の加速化をお願いしたい」との要望がありました。

次に、教育委員会関係では、議案第75号「鹿児島県いじめ防止等対策委員会条例制定の件」に関して、まず、当該委員会の所管事項について質疑があり、「当該委員会の調査対象については、県が設置者である県立学校で生じた事案となる。また、当該委員会では、県いじめ防止基本方針に基づく、県のいじめ防止等の施策について調査審議することとしており、県教委の市町村教育委員会に対する指導・助言も調査審議の対象となる」との答弁がありました。

また、議決後のスケジュール等について質疑があり、「公平性・中立性が確保されるよう速やかに職能団体や大学等に委員の推薦を依頼し、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・

福祉の専門家等いじめ問題に関する専門的知識及び経験を有する方を任命し、任命後はスピード感を持って進めたい。また開催頻度など進め方については、委員の方々に御議論していただきたいと考えている」との答弁がありました。

さらに、当該委員会の公開について質疑があり、「検証については公開する形で、調査については、個人情報を含む場合があるため、必要に応じて、委員会で公開・非公開の判断をしていただくこととなる」との答弁がありました。

委員からは、「市町村立学校で生じた事案に対しても県教委としてしっかりと指導を行って欲しい」、また、「当該委員会の初会合は、今年の秋口に予定されているとのことだが、風通しが良く、しっかり意見が届けられるような委員会として欲しい」との要望がありました。

【請願・陳情】

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情2件につきまして、1件を採択すべきものとし、残りの1件を継続審査すべきものと決定いたしました。

また、継続審査分の陳情2件につきまして、継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第4014号「高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する陳情」について、「高等学校における演劇などの鑑賞機会や、県内の子どもたちに対して文化芸術活動の充実を図ることは、大変重要である」として採択を求める意見があり、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

観光・文化スポーツ部関係では、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う本県のPR・観光関連施策の現状と今後の対応について」論議が交わされました。

委員から、教育旅行貸切バス追加借上支援事業に係る学校等への周知方法について質問があり、「観光関係団体等で組織されている県教育旅行受入対策協議会において、県教育委員会等を訪問し、県内公立小学校の修学旅行における県内での実施や実施時期の分散化等について要請を行い、その際に、当該事業についても周知に努めたところである。また、県から各市町村等に対し、当該事業の活用について通知している」との答弁がありました。

委員からは、「新型コロナウイルス感染症の影響で、教育旅行が中止とならないよう、引き続き、当該事業の周知に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会関係では、「学校における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応について」論議が交わされました。

委員から、「児童生徒等の感染状況を保護者へ情報提供した際に生じる差別や偏見に対し、どのような取組を行っているか」との質問があり、「市町村教育委員会や県立学校に対し、差別や偏見、誹謗中傷の防止に向けた取組を求める通知文を発出している。また、県や国が設置している相談窓口等の周知にも努めている。さらに、各学校においては、学校だより等を活用して、保護者の役割として子どもたちの前での言動等に留意するよう周知を行っている」との答弁がありました。

委員からは、「差別や偏見等の防止についてしっかりと周知し、児童生徒等が感染しても、学校に戻りやすい環境をしっかりと整えて欲しい」との要望がありました。

環境厚生委員会

(委員長報告 令和3年7月9日本会議)

環境厚生委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案第63号など議案5件及び専決処分報告3件につきましては、いずれも原案のとおり可決または報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第63号「令和3年度鹿児島県一般会計補正予算（第5号）」のうち、「ひとり親世帯以外の低所得子育て世帯生活支援特別給付金広報事業」の具体的な取組内容について質疑があり、「チラシの作成・配布等に要する経費の補正を行うものである。さらに、当該給付金の申請を促すために、県では、県政広報テレビ番組や新聞インフォメーション、市町村では、広報誌、ケーブルテレビ、フリーペーパー、ラジオなどを活用した広報を実施する予定であり、今後、市町村と連携しながら、周知に努めて参りたい」との答弁がありました。

委員からは、「一人でも多くの方が申請されるよう、しっかりと周知を行っていただきたい」との要望がありました。

【請願・陳情】

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情6件については、1件を継続審査すべきもの、5件を不採択とすべきものと決定し、継続審査分の請願・陳情3件については継続審査すべきものと決定いたしました。

陳情第5011号「紫尾山系の風力発電計画に関わる陳情書」については、「2事業者のうち1事業者の環境影響評価準備書に対する知事意見が経済産業大臣に提出されたところであるが、別の1事業者については準備書の縦覧等の手続きが進められているところであり、引き続き、委員会で状況をみながら議論を行う必要がある」として継続審査を求める意見と、「動植物の生態系を守る意味でも極めて重要なことである」として採択を求める意見があり、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

くらし保健福祉部・県立病院局関係では、「新型コロナウイルス感染症対策」について論議が交わされました。

委員から、本県におけるワクチン接種後の副反応の疑い事例について質問があり、「6月27日時点で242件の報告があり、このうち、厚生労働省の審議会において、ワクチン接種による副反応の因果関係が否定できないとされたものは1件である」との答弁がありました。

また、市町村のワクチン接種率に関して、市町村のワクチン接種業務に対する県の支援内容について質問があり、「各市町村からワクチン集団接種会場へ医師・看護師等の派遣要請があった場合に派遣を行っており、現在、西之表市、東串良町、南種子町の3市町に医師15名、歯科医師6名、看護師19名を派遣しているところである」との答弁がありました。

さらに、職域接種のためのワクチン確保の見通しについて質問があり、「県が承認した40事業所のうち、国の承認まで受けた14事業所にはワクチンの配分があると聞いている。64歳以下を対象とした7月以降分について国が示すワクチン配分量は、高齢者を対象とした6月までのワクチンの配分量と比較すると7割程度にとどまっていること、自治体の大規模接種と職域接種を合わせると既に、国へ供給されるワクチン量を上回る予定とのことから、ワクチンの確保に向けてはしっかりと情報を収集して参りたい」との答弁がありました。

委員からは、「国が承認していない事業所に対して、ワクチン確保についての正確な情報を伝えていただきたい」との要望がありました。

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

環境林務部関係では、奄美の世界自然遺産登録に関して、委員から、「世界遺産委員会における審議の状況については、どのように情報発信をするのか」との質問があり、「審議の

状況は、世界遺産委員会のホームページで公開されるため、県では、県民の方が視聴できるように、その状況を日本語通訳と手話通訳を付してインターネットで同時配信を行う。また、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で、県の行政庁舎2階の県民ホール、奄美市役所、天城町防災センターの3会場で、それぞれ関係者のみ50人程度で視聴会を実施することとしている」との答弁がありました。

さらに、登録後のイベント開催について質問があり、「登録後は、地元の市町村と一体となり、10月から11月にかけて世界自然遺産登録記念式典を開催することとしている」との答弁がありました。

〈特別委員会〉

海外経済交流促進等特別委員会

(令和3年7月7日本会議)

(調査事項)

海外経済交流の促進等に関する調査

(調査概要)

執行部から、令和3年度における主な海外経済交流関係事業の概要及び新型コロナウイルス感染症による影響について説明を受け、これに対する質問等を行うとともに、今年度の調査テーマについて委員間で協議を行った。

〈議会運営委員会〉

(令和3年7月1日)

協議事項

1 陳情の審査について

(1) 陳情第6002号

県議会における質問通告を具体的に記載することを求める陳情

【趣旨及び状況説明】

(議事課長)

[趣旨説明]

この陳情は、県議会における質問通告について、

- ・ 抽象的な記載の場合、実際にはどのような質問がなされたのかが分からないこと。
 - ・ 質問が抽象的であるために、広範な範囲の回答を県職員が作成しなければならなくなり、職員に対して大きな負担となっていること。
 - ・ 質問が抽象的であるために、質問が重複するという問題も起きていること。
- 等をあげて、質問通告を具体的に記載することを求めるものである。

[状況説明]

鹿児島県議会会議規則第51条第2項により、「発言通告書には、質問質疑についてはその要旨、討議については反対又は賛成の別を記載しなければならない。」と規定されており、これは標準都道府県議会会議規則と同様となっている。

また、議会運営委員会申合せ事項により、「質問は、発言通告書により通告し、質問事項及び答弁者を具体的に記入する。」とされているところである。

【質問等の要旨】

(禔久委員)

質問通告は、中項目、小項目においても記載されていると認識しているが、今年も含めて例年の質問通告の状況はどうなっているか。

抽象的であるが故に執行部において、答弁作成に深夜までかかっているという事例もあるのか。

(議事課長)

質問通告の状況について、令和2年度の状況について確認したところ、ほとんどが中項目又は小項目まで記載されている状況であった。

(行政管理室長)

議会の答弁作成について、注目されるようなトピックスがあり、ある部局に質問が集中するような時には答弁作成、庁議等々が深夜まで及ぶということはある。

(成尾委員)

平成9年の頃にそれまで5人いた質問者が4人になった。今は庁議も含めて、そんなに(時間外勤務は)ないと認識しているが、どうか。

(行政管理室長)

通常の庁議については、一定の時間でされていると思っているが、質問が集中している部局等々あれば、深夜にも及ぶという状況はある。

(ふくし山委員)

陳情者の言われることも一定理解できるが、細かく通告をするとなるとその事が重複であるとかないとかの確認とか、改めて通告を受けて議運を開いて、そこでチェックをするといったような手続きが必要になってきたりとか、様々なことがあると考える。

議会の基本はある程度、議員の考え方を開陳したり、質問したりできる事の方が大事だと思っており、同じテーマであっても見る角度が違ったりということもあるので、一気に醸成していくというのは難しいと考える。

(たいら議員)

陳情書に「具体的な質問通告をし、重複が事前に判明すれば、調整して別の質問をすることが可能であり、貴重な質疑の時間を無駄にすることもなくなる」と書いてあるが、重複したからといって、質問内容を変えるとことはできないと考えるが、事務局の調整で改善することができるものなのか。

(議事課長)

通告した後に内容を変えることはできないので、調整することはできないと考える。

【取扱い意見】

(禔久委員)

県議会会議規則の規定は、標準会議規則に準じていること、また、議会運営委員会の中でも「質問事項及び答弁者を具体的に記入する」と申し合わせもされていること。そして、先ほど報告があったように中項目、小項目まで記載されているということを見ると、陳情第

6002号は不採択の取扱いでお願いしたい。

今後、複数の質問者の発言通告書に抽象的な記載があるような場合は、徹底（具体的に記載するよう）を周知していただくよう議長へ要望させていただきたい。

(ふくし山委員)

不採択の取扱いでお願いしたい。

(成尾委員)

発言通告書を見ていると、だいぶ細かく書かれていると考える。併せて、前述のとおり、関係部署は時間がかかっているのだろうが、その他は一定の時間で終わっていると考えるので、不採択の取扱いでお願いしたい。

【審査結果】

陳情第6002号は採決の結果、不採択となった。

(採決後、議長から「禧久議員から要望があったことについて、今後、複数の質問者の発言通告書に、抽象的な記載が見受けられる場合は、私から、具体的に記載するよう周知する」との発言があった。)

(2) 陳情第6003号

県議会に「原発問題等に関する特別委員会」の設置を求める件

【趣旨及び状況説明】

(議事課長)

[趣旨説明]

この陳情は、原発の運転期間は40年と定められているが、例外として、1回だけ最大20年延長することが可能であり、1号機を運転延長したければ満了日の1年前、令和5年7月4日までに申請しなければならず、期限はあと2年に迫っていることから、県議会に「原発問題等に関する特別委員会」を設置し、原発問題・エネルギー問題およびそれらの関連する社会的・経済的・環境的などの諸問題について、集中的、総合的に掘り下げた議論をすることを求める主旨の陳情である。

[状況説明]

次に、状況説明について、令和元年6月の議会運営委員会において、特別委員会の設置について協議が行われ、海外経済交流促進等に関する特別委員会の設置が決定された。川内原子力発電所に関する特別委員会の設置の要望があったが、海外経済交流促進等に関する特別委員会以外の特別委員会の設置については、今後、状況の推移を見ながら、その都度議会運営委員会で協議することとされたところである。

(原子力安全対策課長)

原子力発電所の運転期間延長については、事業者が、原子炉等の劣化状況を把握するための特別点検を実施し、これを踏まえ、延長しようとする期間における原子炉等の劣化状況評価及び保守管理方針の策定を行った上で、国の原子力規制委員会へ申請を行い、同委員会が、その内容を審査し、認可の可否を判断することとなっている。

川内原子力発電所1, 2号機の運転延長に関して、九州電力は去る4月28日の社長記者会見において、「運転延長の可否を判断するための特別点検の実施の検討をしていきたい」との発言があったところであり、運転延長の申請を行うかどうかについては、特別点検の結果等を踏まえて判断されることになるものと認識している。

川内原発について、九州電力が運転延長認可申請を行う場合は、「原則40年」との認識の下、特例的な取扱いの可否について、原子力政策に批判的な学識経験者を含む形で、県の原

子力安全・避難計画等防災専門委員会の委員構成を見直した上で、特別点検の結果や原子炉等の劣化状況の評価、原子力規制委員会における審査の状況等について、九州電力に説明を求め、科学的・技術的な検証を徹底的に行い、九州電力及び原子力規制委員会に対し、厳正な対応を要請してまいりたいと考えている。

(ふくし山委員)

陳情の趣旨に、20年延長の問題は多岐にわたるとして7つ記載されているが、大小は別として、そのような問題があるとの認識については、一致しているのか。

(原子力安全対策課長)

7つの項目については、原子力発電所の運転について、これまで指摘を受けているので、県としても様々調査等を行って影響を評価したり、或いは、国において活断層等の問題について審査をされて、その結果、川内原発については、合格という判断がなされたりというこれまでの経過がある。

(ふくし山委員)

1つ1つの項目に対する判断は、専門家の意見も様々あったりということだが、概ねこういう問題があるという認識は同じだと理解する。

先ほど、事務局から説明があったが、改選後の6月議会で特別委員会の設置を私ども要望をした経緯があり、その時は、当面状況を見てということになり、9月議会でも同様の陳情が提出されて、同じような議論があって、結論としては、今後の状況の推移を見ながらとなった。

ここに来て、20年の延長問題が現実味を帯びてきた。それは、九電の社長の特別点検の検討を表明ということで、状況が若干、変わっているという認識はあるか。

(原子力安全対策課長)

運転延長の可否を判断するための特別点検について、九州電力の社長から御発言があったということは認識しているが、特別点検の実施について、まだ決定した段階ではないと理解しており、そこは九州電力の動向を見てまいりたいと考えている。

(成尾委員)

事業者が原子炉等の劣化状況を把握するための特別点検を実施したいということだが、今の説明だとまだ実施していないということなのか。

もし、実施するとした場合にどのくらい期間を要するのか。

(原子力安全対策課長)

特別点検の項目には国の方で示されているが、具体的には、電力各社が実施することになっているので、九州電力でいつどのくらいの期間で実施するかはこれから検討されるものと考えている。

先に40年運転延長の特別点検が終わったところもあり、そこをしてみると概ね半年程かかっている印象を持っている。

(柳委員)

原発の問題は多岐にわたっており、危機管理防災局だけでは十分な審査はできないと考える。県民の半数以上は、原発に頼らないエネルギー政策を求めている。世界で見ると1番長く稼働している原発が51年で、40年経過した原発が、経年劣化していくのは事実で、これをさらに稼働して良いのかと、県民も非常に不安を持っている。

県議会が重い責任を持っている。十分に議論を重ねた上で、県民のために、命・暮らしを

守るために、何をしなければならないかを考えれば、特別委員会を設置して、十分な議論をすることに尽きると考える。

(ふくし山委員)

5月に地元紙が川内原発の延長について、世論調査を行った。そこで反対が59パーセントで賛成が35パーセントということで、延長に対する県民の不安は数字としても一定表れている。

県民の声を議会として受け止めて、一定の議論をする必要があると考える。単なる原発政策のことだけではなく、原発も含めて、エネルギー政策全体を考えるという意味で、特別委員会を設置して、地域地域の軋轢などもどう解決していくか、どうすることが再生可能エネルギーの推進になるか、そして県民が安心できることに繋がるのかということを経験する場は必要だと考える。

(たいら議員)

県は設置者が実施する特別点検の内容を把握しているか。

(原子力安全対策監)

特別点検については、運転期間延長の認可申請を行う場合に必要な原子炉等の設備の劣化状況などを点検するものである。

その実施項目については、原子炉容器の母材及び溶接部の欠陥の有無やコンクリート構造物のコアサンプリングによる強度や放射線の遮へい能力の低下の有無などを確認する検査である。

通常の定期検査時より詳細な点検が実施されることになる。

(たいら議員)

知事は、マニフェストの中で20年延長の可否判断については、原子力政策に批判的な識者を加えて、科学的検証を徹底的に行っていくとしているが、県としては、この批判的な識者を入れる時期については、いつ頃を考えているか。

(原子力安全対策課長)

九州電力において、特別点検の実施を検討されている状況であるので、九州電力が最終的に運転延長認可申請を行うまでにはしっかりと対応できるように準備を進めているが、現時点でいつ見直すということは、申し上げる状況にない。

(たいら議員)

4月28日の池辺社長の発言は重いと考える。特別点検を検討するということは、20年延長に前向きな或いは実施したいということの表明ではないかと思われるが、県ではそのような捉え方はしていないか。

(原子力安全対策課長)

4月28日の九州電力の社長記者会見の御発言の内容は、特別点検については、運転延長の可否を判断するための特別点検と仰っていて、県としては、九州電力としても特別点検の結果をもって、運転延長の可否を判断されるものと理解している。

(たいら議員)

仮に寿命を迎える1年前に九州電力が延長申請を行った場合、専門委員会の議論が始まるのはいつぐらいになるか。

(原子力安全対策課長)

今の専門委員会の委員見直しの時期は全くいつと申し上げられる段階にはなく、申請を出してから見直すのか、その前に見直すのかも含めて、今検討しているところであり、そこは九州電力の動向を見ながらになると考えている。

(たいら議員)

仮に1年前に申請が出たとして、そこから委員の選出をしたりとかであるとしても年4回程しか委員会はないので、話し合う期間が相当短くなるので、しっかりと議論ができるような時期に、私は今の時期が適切ではないかと思うが、県でも考えていただきたい。

4ページ目の下に科学的・技術的な検証を徹底的に行い、九州電力及び原子力規制委員会に適正な対応を要請していくということで、説明があるが、それならばできるだけ早く設置して、細かい部分含めて、どのような内容で検討していくのかを決めることが必要かと思うがいかかがか。

(原子力安全対策課長)

見直しの時期がいつかということは、現時点で申し上げられないが、検討はしており、しっかりと科学的・技術的な検証ができるように期間を確保する形で見直したいと考えており、そこは現在検討しているところである。

(たいら議員)

国の原子力安全規制委員会の可否判断が出された際、県の専門委員会は、その結果を覆すような判断ができるのか。

規制委員会の判断と異なる結論も出てくるものなのか。

(原子力安全対策課長)

議論の結論は、しっかりと検証ができるようにと先ほど申し上げたが、しっかりと検証できる期間を確保して、議論していきたいと考えるが、結論について、現時点で申し上げることは困難であると考えている。

(たいら議員)

県民の命と暮らしに関わる問題で、重要性が高いと考えるので、是非とも特別委員会を設置する時期だと思っている。

【取扱い意見】

(禧久委員)

4月28日の九州電力社長の記者会見において、1、2号機の運転延長に関して、特別点検の実施の検討をと、その結果を持って運転延長を申請を行うかどうかの発言があった。我々会派としても議論をしてきたが、原子力発電所の安全性の確保等については、引き続き、所管の委員会ですっきりと調査・審査をすることが適当であると現時点では考えている。特別委員会の設置については、世論の更なる高まりや県の施策の具体像が示された時点で、必要の都度、検討すべきであると考えており、陳情第6003号については、現時点では不採択の取扱いでお願いしたい。

(ふくし山委員)

意見については、前述のとおりで、まさに陳情にある県議会に原発問題等に関する特別委員会を設置し、原発問題・エネルギー問題及びそれらに関連する社会的・経済的・環境的などの諸問題について、集中的、総合的に掘り下げた議論をすることで、横断的に議論ができ、県民の不安、期待に応えることができる委員会を是非設置をしていただきたいということで、

採択でお願いしたい。

(成尾委員)

実際には、特別点検の実施もまだであり、前回の再稼働の時も九州電力からお願いがあったから実施していることから、まだその時期ではないこと。もう1つは、今年8月を目処に国のエネルギー計画も出るので、そこでどのように提示されるのか、それを見た上でと考えており、不採択の取扱いでお願いしたい。

【審査結果】

陳情第6003号は採決の結果、不採択となった。

2 次回委員会開催日時について

7月8日(木)午後1時に開催されることが確認された。

(令和3年7月8日)

協議事項

1 討論について

(1) 討論区分について

討論区分表のとおり、共産党のたいら議員が議案2件、陳情4件について、討論を行うことが確認された。

(2) 討論時間について

議会運営委員会申合せ事項が確認され、議題の量を考慮して、討論時間は概ね30分以内とすることが確認された。

2 議案採決区分について

議案等採決区分表が確認された。

3 請願・陳情採決区分について

請願・陳情採決区分表が確認された。

4 意見書案について

(1) 委員会提出の意見書案について

総務警察委員会提出の意見書案1件については、全会派等賛成で、質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。

5 閉会中の継続審査事件について

① 議会運営に関する事項について

② 議長の諮問に関する事項について

とすることが決定された。

6 7月9日の議事日程について

議事日程が了承された。

7 令和3年第3回定例会の会期日程案(見込み)について

総務部長から次期定例会の招集日の見込みは9月14日頃との説明があり、同日が開会日と

なった場合の会期日程案（見込み）が事務局から提示された。

8 その他

(1) 小園議員から議長への要望について

議長から、6月29日の一般質問において、小園議員から当席に要望があった件については、「退職手当額は個人情報に当たり、不開示情報であること」を確認し、執行部に答弁を求めることは、難しいと考え、その旨、本人へお伝えした旨の発言があった。

小園議員から明日の本会議で教育長から、一般論として、こういう計算になるぐらいの答弁はいただきたい旨の発言があった。

議長から、小園議員からの再度の要望については、調整させていただき、明日の本会議で対応したい旨の発言があった。

明日、議会運営委員会を開催し、対応について諮ることとされた。

(令和3年7月9日)

協議事項

1 本日の議事日程等について

議長から6月29日の一般質問及び昨日の議会運営委員会において、小園議員から当席に要望があった件については、調整したところ、教育長から補足の答弁の申し出があり、本日の本会議で、教育長に発言を許可することとしたので、報告する旨の発言があった。

事務局から、本日の議事日程については、昨日決定のとおりと考えているが、教育長の発言については、開議後すぐに行うこととしてはどうかとの発言があり、了承された。

2 その他

委員長から、開会1ヶ月前の議運については、正式には開催通知により案内するが、現時点では、8月11日（水）頃を予定している旨発言があった。

(委員長報告 令和3年7月9日本会議)

議会運営委員会での審査結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました新規付託分の陳情2件につきましては、いずれも不採択とすべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第6002号「県議会における質問通告を具体的に記載することを求める陳情」に関して、「県議会会議規則の規定は、標準会議規則に準じており、議会運営委員会の中でも『質問事項及び答弁者を具体的に記入する』と申合せもされている。また、令和2年度の発言通告において、ほとんどが中項目、小項目まで記載されている」として不採択を求める意見があり、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第6003号「県議会に『原発問題等に関する特別委員会』の設置を求める件」に関して、「原発・エネルギー問題及びそれらに関連する社会的・経済的・環境的諸問題について、集中的、総合的に掘り下げた議論をすることで、横断的に議論ができ、県民の不安や期待に応えることができる」として採択を求める意見と、「原子力発電所の安全性の確保等については、引き続き、所管の委員会ですっかりと調査・審査をすることが適当である。特別委員会の設置については、世論の更なる高まりや県の施策の具体像が示された時点で、必要の都度、検討すべきである」として不採択を求める意見があり、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。